

お老~い、したくはできたかい？

みんなで考える「老いじたく」(6)

■助けが必要になる前に、その3
「成年後見制度」読者の体験から

読者のAさんは、司法書士のすすめで、お父さんの成年後見人になる手続きをはじめました。

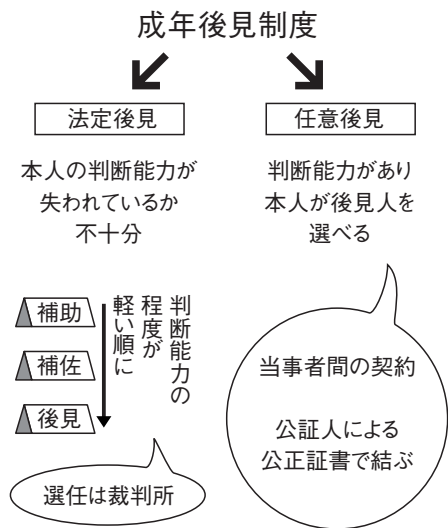
■制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と、「任意後見制度」があります。

Aさんの場合は法定後見制度を利用することに。お父さんの認知症がすみ、判断能力が失われていたからです。

法定後見と任意後見は、後見を受ける本人の判断能力がどのくらいあるかで使い分けれます。法定後見は、判断能力が失われてしまったか、不十分な状態で、自分で後見人等を選べない場合に裁判所の手続きで選任します。

任意後見は、判断能力が正常人、あるいは衰えていても程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を持っている人



が、将来、判断能力を失った時に備えて利用します。当事者間の契約は、公証人が作った公正証書で結びます。

法定後見制度には「後見」「補佐」「補助」と三種あり、本人の判断能力の程度など、事情に応じて利用します。

成年後見人を選ばれるのは、本人の親族以外に、法律や福祉の専門家や、福祉関係の公益法人など。一人ではなく、複数選ばれて任にあたる場合も。

また、親族がない方が認知症や知的・精神障害を発症した場合、法定後見の開始を申し立てる権利は市町村長にあります。

手続きはどうすれば？ 法定後見制度を利用する場合、本人の住所地の家庭裁判所に問い合わせます。任意後見制度の場合は、近くの公証役場へ。

■法定後見 手続きを巡って

Aさんは、司法書士に頼んで書類の取り寄せや記入方法など、アドバイスをもらいながら手続きをすすめました。相談料はかかりましたが、要領よくすすめることができました。なお、家庭裁判所でも、申請者むけに後見制度についての学習ビデオを見せるなど、丁寧な工夫はされています。

申請をはじめから、後見開始までにかかる期間は、「おおむね四カ月以

ほっと介護

(96)

内」とされています。本人の判断能力を専門医が鑑定したり、後見人候補の適性の調査、本人からの聴き取り(陳述聴取)などの審理期間が必要なため。費用は、申し立てと登記で約五〇〇〇円に加えて、申し立ての際の提出書類の入手費用や連絡用の郵便費用、医師による鑑定が必要な場合はその鑑定料(一〇万円以下)が必要です。

なお、費用がない人には、日本司法支援センター(法テラス)の援助制度が使える場合があります。申請費用を助成する自治体もあります。問い合わせはそれぞれの窓口へ。

■後見人は、本人の利益のために

Aさんが手続きに要した期間は約二カ月でした。そしてその間何度も確認されたことができました。それは、「後見制度は本人の権利を守るためにある」ということ。

後見人になったこれからは、裁判所に定期的に資産の管理状況や収支状況を書面で報告するなどの義務ができました。「娘として支えてきた今まで以上に、襟を正さなきゃ」と、Aさんは語っています。(参考・法務省ホームページ)